

戦後直後の「公民教育構想」に関する一考察

—— 前田多門の公民教育論を中心に ——

上原直人*

A Study of “The Plan of Civic Education” in the Early Postwar Period —— Focused on Tamon Maeda’s Theory of Civic Education ——

Naoto UEHARA

The Government produced a “Civic Education” policy after World War II. It is still debated how closely the policy was related to the prewar Theory of Civic Education. In this paper, I focus on Tamon Maeda who served the Minister for Education, Culture and Science in the Early Postwar Period. First, I describe the details of Maeda’s Theory of Civic Education, especially focusing on the influence of his prewar theory on his postwar theory and the difference between them. Second, I compare Maeda’s theory with the theory by Tai Sekiguchi who insisted on Civic Education Theory from the prewar days and served the chief of the Social Education Bureau in the Early Postwar Period. Through these examinations, I finally clarify the originality of Maeda’s Theory.

目次

はじめに

I 課題設定

- A 「公民教育構想」を捉える視角の再検討
- B 前田多門の公民教育論の分析の視点

II 前田多門の公民教育論

- A 前田多門の経歴
- B 『公民の書』の検討
- C 前田多門の公民教育論の本質

III 前田多門の公民教育論の特質

～関口泰の公民教育論との比較を通して～

- A 関口泰の公民教育論の概要
- B 前田と関口の公民教育論の比較

IV 本稿の示唆と今後の課題

はじめに

本稿の目的は、戦後直後に、教育界で大きく打ち出された「公民教育」施策（＝「公民教育構想」）の担い手の

一人である当時の文相前田多門（まえだたもん）の公民教育論を検討していくことである。これまでも、筆者は、「公民教育構想」の背後にある理念について検討してきた。次章においては、筆者のこれまでの視座もふまえて、本稿における課題を明確に設定する。

I 課題設定

A 「公民教育構想」を捉える視角の再検討

戦後日本の教育改革は、GHQ（連合国軍総司令部）の影響を受けて進められたが、日本側がどれだけ自主的にすすめたのかという問題もくりかえし論じられてきた¹⁾。特に、戦後直後に教育界で大きく打ち出された一連の「公民教育」施策については、アメリカ教育使節団の来日・報告書の提出（1946年3月）以前から議論されていたという意味で着目する必要がある²⁾。「公民教育」施策とは、斎藤利彦や方上宗二らが積極的に取り上げてきた「公民教育構想」とも置き換えて捉えられる。つまり、1945年9月の、前田多門文部大臣らによって唱えられた「公民教育振興策」を起点とし、11月の公民教育刷新委員会の設置、12月の答申（第1次、第2次）を

*生涯教育計画コース 博士課程2年

経て、1946年10月の『中等学校・青年学校公民教師用書』発行に至るまでの、一連の「公民科」の教科書編纂、公民教師用書の作成・刊行に至る過程である³⁾。ちなみに、「公民教育構想」は、1946年いっばいで終焉するが、その後成立する社会科との断絶、継承の問題は、社会科教育、公民教育研究者らによって議論されている⁴⁾。ただし、本稿においては、斎藤による、“公民教育構想が、社会科への発展を意図したものではなく、それはそもそも教科のレベルを超える戦後国民教育の新たな理念と方向を打ち出すべくなされたものであった”⁵⁾という指摘を踏まえ、「公民教育構想」について、学校教育における「公民科」の設置構想に収斂させて捉えるのではなく、戦後直後における教育全般にわたる構想と捉える。

「公民教育構想」の原点といえるのが、1945年10月15日の「新教育方針中央講習会」における前田多門文相による訓示である。前田は、“今迄閑却せられたる公民科の政治強化を図り、殊にその内容に於て面目一新を期したいと存じて居ります”⁶⁾と新しい公民科の構想を明らかにしている。そして、1945年11月1日の公民教育刷新委員会の設置、12月の二つの答申提出へと至るのである。訓示では、まず、学校教育における「公民科」の構想があげられているが、実際にはその後、学校教育に限らず、社会教育においても「公民教育構想」が進められていく。公民教育刷新委員会答申第一号（1945年12月22日）における「社会教育ニ於ケル公民教育」項目の提起、1945年11月10日の文部省社会教育局公民教育課の発足（1946年3月に廃止、社会教育課へ吸収）、戦後初の総選挙（当初の予定は1946年1月だったが、実際には4月に行われた）に向けての一連の公民啓発施策⁷⁾などである。このような社会教育においても「公民教育構想」が進められようとしていた動きをふまえ、筆者は別の機会に、戦後公民館構想を社会教育における「公民教育構想」の具体的な展開と位置づけて捉える視座を提起した⁸⁾。

ところで、「公民教育構想」は、当時の文部省関係者が、“国民の心の中に平和国家を建設する事に外ならない。根本から破壊して建て替えないでも、十数年前に引戻して、議会政治を正しく運営し発展してゆけば、日本の民主政治は行われるのである”⁹⁾と述べているように、戦前、特に大正期から昭和初期の政治状況、教育理念を強く意識して生まれたものであった。本稿において中心に取り扱う前田多門も、“何も或人々が考えているように、全て180度の方向転換というわけではなく、10年前まで戻って更にそれから再出発すれば、やがて健全な民主主義完成を将来に期することができる”¹⁰⁾と述べ、昭和初期の政治状況を強く意識していたことがうかがえる。そして、前田は、1946年1月の文相辞任直後に、“元

来公民教育に就ては我国としても過去に於て一定の点まで発達し来た経過を有しているのであるが、戦時中誤った国家至上主義に葬られて、折角の発達が阻害せられ、中等学校や青年学校に於ける公民科までが、いつの間にかその姿を没したのであって、公民とか自治とか言う字句を使用すること自身がすでに不都合だと言われるような時代を経過し来たのであるが、この際この傾向を根本的に覆し、学校教育と社会教育との両方面に涉って、公民教育の拡充強化を図りたいと言う意図のもとに、10月に公民教育刷新委員会を設け”¹¹⁾たと振り返り、戦前に一定程度進められてきた公民教育を再び振興する必要があることを指摘しているのである。

この点についても、筆者は以前、戦後直後の「公民教育」施策（＝「公民教育構想」）の基底にある理念が、戦前、特に大正期から昭和初期にかけて展開された公民教育論とどのような連続性や断絶の関係で捉えられるのかを、特に戦後直後の社会教育の展開に即して検討を試みたことがある。具体的には、戦前から公民教育論を展開し、戦後教育改革にも社会教育局長、教育刷新委員等を通じて関わった関口泰（せきぐちたい）という人物に着目し、彼の論の中に戦後民主化に通ずる理念を見出し、積極的に位置づけた¹²⁾。しかし、戦前から公民教育論を唱え、戦後教育改革に関わった人物は、関口だけではない。本稿で扱う前田多門もその一人である。その意味では、関口の論のみをもって、戦後直後の「公民教育」施策の基底理念を積極的に評価することには限界もあった。

以上、筆者のこれまでの視点も含めて、述べてきたが、「公民教育構想」を社会教育に引き付けてとらえようとするあまりに¹³⁾、「公民教育構想」の基底理念の内実に迫った論証がなされているとは言い難い。そこで本稿では、社会教育との関係にあまりとらわれずに、「公民教育構想」の基底理念の解明という課題に迫っていく。そして、中心に取り上げるのは、先述のように「公民教育構想」の起点ともいえる文相前田多門の公民教育論である¹⁴⁾。

B 前田多門の公民教育論の分析の視点

本節では、前田多門を取り扱った先行研究も踏まえ、前田の公民教育論をどのように分析していくかという視点を設定する。前田多門の教育論を扱っている先行研究としては、黒澤英典、貝塚茂樹らの論稿がある。黒澤は、戦前の前田の言動にも着目しながら、彼の教育理念がどのように形成されていったのかという点をふまえた上で、戦後教育改革についての前田の論稿、回想録、国会での答弁等を丹念に追いながら、前田の教育理念が戦後教育改革にどのような影響を及ぼしていったのかを考察して

いる。黒澤は、前田が中心となって起草された1945年9月15日の「新日本建設ノ教育方針」が、占領軍とは関係なしに日本側から自ら戦前の軍国主義を否定し、戦後教育の刷新を図ったとしてその意義を高く評価している¹⁵⁾。ただし、戦前の前田の動き、思想的背景をまとめたにすぎない感もあって、前田の教育論の本質を捉えているとは言い難い。また貝塚は、戦後直後の「公民教育構想」を道徳教育の観点から考察する上で、前田の公民教育論の分析に主眼を置いている。貝塚によれば、前田の公民教育論においては、国民たると同時に一人の人格を持つ人間であることを理解するために戦前の「教育勅語」の重要性が強調され、その意味で、前田にとっての民主主義の原理は、国体の理念と矛盾するものではない、いわゆる「日本的民主主義」の理念であった¹⁶⁾。貝塚は、戦後直後の前田の言説、答弁のみで、公民教育論と銘打って分析しているが、前田が戦前の公民教育への回帰を重視している以上、戦前における公民教育に対する前田の言説にも着目する必要があるといえる。その他には、斎藤利彦、方上宗二が「公民教育構想」の展開過程を分析する中で、構想の最初の段階として、前田多門文相を中心とした公民教育施策を取り上げ、その段階では、教育勅語の一層の重視が据えられ、公民教育の目的も一貫して「国家社会に奉仕する個人」を作るという点に置かれていたと位置づけている¹⁷⁾。

これらの先行研究も踏まえ、本稿においては、前田の公民教育論を論じていく上で、二つの視点を重視する。第一が、戦前における前田の言説に着目する視点である。戦前においては、戦後同様、前田は教育論について、ほとんど執筆していないが、その中で、注目できるものとして、『公民の書』(1936年)という著書がある。そこには、前田の公民観念の把握、国家観、「公民」としての権利・義務観念が明確に記されており、本書を戦後にも再刊(1946年4月)させており、前田の公民教育論の本質を探る上で、何らかの示唆を与えてくれるだろう。『公民の書』を詳細に検討した後、戦後の彼の言説を対応させながら、前田の公民教育論の本質にせまりたい。そして、第二が、前田多門と関口泰の公民教育論の比較の視点である。関口泰も戦前から公民教育論を唱え、戦後直後に社会教育局長をつとめ、公民教育課を設置するなど、「公民教育構想」の担い手の一人であったといえる。

II 前田多門の公民教育論

A 前田多門の経歴¹⁸⁾

前田多門は、1884(明治17)年大阪で生まれ、立教中学、一高を経て、1909(明治42)年東京帝国大学法科大学を卒業する。前田は、中学の頃から、社会問題に興味

を持ち、当時起こった足尾鉍毒事件についても、現地調査に同行し、その後の調査報告演説会において報告もしている。一高時代には、新渡戸稲造の講演に行き、すっかり魅了され、その後新渡戸は彼にとって恩師となる。大学卒業後は、新渡戸の“日本に欠けているものは社会教育である。君は、社会教育家になれ。しかし、その準備として、一時、官界に入りたまえ。現在の日本では、何と言っても、官界は、社会の展望に最も便利の地位である。それには、内務省が良からう。しばらくそこで世の中を見た後、民間で社会教育の仕事をやったらば”¹⁹⁾という教えにならって、内務省に入り、群馬県利根郡長、神奈川県三浦郡長、岡山県理事官、長崎県理事官等を歴任する。郡長時代には、郡の教育会の大会に、当時政府筋からも白眼視されていた内村鑑三を講師として招いたり、青年会で巡回文庫を作ったり、巡回講話の際にフィルムを用いたりし、積極的に活動した。その後1920(大正9)年に、後藤新平東京市長の下で東京市助役に就任し、1922(大正11)年には、東京市政調査会創立とともに理事に就任し、この間、ジュネーブ国際労働理事会、総会に政府代表者として参加している。そして、1928(昭和3)年から1938(昭和13)年まで、東京朝日新聞社の論説委員を務めた。前田の入社当時には、柳田国男、米田実、関口泰らがすでにいたようである。この間、『地方自治の話』(1930年)、『公民の書』(1936年)などの著書の他に、多数の雑誌論文を執筆している。新聞社に入った事情について、前田は“新聞こそは、最有力の社会教育機関だと思ったからである”²⁰⁾と振り返っているが、このことは、民間の社会教育家になれという新渡戸の教えをしっかりと守っていることを意味しているといえる。終戦後はすぐに文相就任を要請される。この時の前田の決意は、“国体護持は勿論のこととして、ここに更始一新、これまでの誤れる軍国主義を一掃すると共に、新たな目標をかかげ、いま疲弊絶望のどん底にある民心を引き立たせる工夫が肝要であり、積極的に、民意暢達を推奨する政策をたてることをもって、文教の基調といたしたい”²¹⁾というものであった。文相を務めた1946(昭和21)年1月までは、戦後の教育改革にあたり、1945(昭和20)年9月15日の「新日本建設ノ教育方針」の発表、11月の公民教育刷新委員会の設置等にも関わった。戦前に著した『公民の書』(1936年)を再刊させたのも、ちょうどこの時期であった。その後は、非常に様々な分野での仕事を歴任しているが、特に、晩年の公明選挙運動に対する前田の情熱はすごく、このことについて、嘉治隆一は、“立教中学生として足尾鉍毒事件に寄せられた情熱そのものであり、また若き日に恩師新渡戸稲造博士と約束し決心せられた社会教育家、公民教育家としての一

生の最後を彩るにふさわしい偉大な花束であった”²²⁾と述べている。

B 『公民の書』の検討

本書は、第1章「人生、社会、国家」、第2章「我等の政治生活（その一）」、第3章「我等の政治生活（その二）」、第4章「我等の財政経済」、第5章「世界の日本」の5章よりなっている。以下、章立てに即して検討していく。

第1章においては、社会のうち最も重んずべき団結、最高主権の所在するところは国家で、人は社会に対し常に全部を一部の関係に目覚めて居なくてはならないという信念のもとに、「公民」と何かについて、「国民」との違いも考慮に入れながら以下のように述べている²³⁾。“国民も公民も、共に人間の単なる私生活と異なる点では一であり、陛下の忠良なる臣民としてその身分責任を考えるべきであることに於て少しの相違もない”し、“国民は権力団体たる国家の一員としての身分を指すのであるが、公民またその国民たる点に於て全く同じである”が、“ただ観念として、「国民」のみでは国民の道を全うするのに未だ尽さざる所あり、別に「公民」から出発して、初めて国民の本義を完全に発揮し得るものがある”と違う観念として位置づけている。前田によれば、「国民」という語は、“縦の関係に重点を置いた観念”であり、「公民」という語は、“横の関係に先ず着目した観念”である。ただし、“横と言っても絶対に横ではなく、結局は縦に帰するのであるが、縦の関係を強めるには、ただ権力服従のひたおしでは行けない”と注意書きがある。つまり、「公民」という語は、“国民の自発的思念によって国家を築き上げるには、国民同士が各自の分を尽し、互に横に手を繋ぎ合って、その横の平等同志の協力が、地盤から築き上げて遂に上下の方向に強力な国家建築を作り上げていく”という必要性から生まれたとされるのである。前田は、さらに換言して、“国家からその臣民を見下ろす時は国民となり、臣民から国家を見上げる時は公民となる”としている。

このような「公民」概念を把握した上で、当時、公民教育という語がよく用いられているものの、十分その効果を発揮していないとしている。具体的には、地方自治、公共団体（農会、商工会議所、水利組合等）の、国家的行政の性質を帯びる公務を人民一同の自治的協力で成し遂げる制度もあるものの、ただ制度の上にこのような公民生活があるだけで、真に自発的に人民の内から盛り上がっていった公民生活というものは極めて少ないと捉えている²⁴⁾。

第2章では、主に、国民の国家に対する権利と義務に

ついて書かれている。まず、日本のこれまでの歴史を振り返り、帝国憲法の本質を以下のように指摘している²⁵⁾。つまり、“我国は昔から君臣一体、歴代の天皇は民をいわゆる大御宝として愛撫し給い、外国の専制政治にあったような、臣民が奴隷や私有財産のように取り扱われた例がない”のであるが、“中世に至って、将軍や大名が政権を欲しいままにし、武力をもって制覇を争うようになって、昔ながらの君臣一体の美風がすたれ、百姓町人は、ほとんど人格を認められないような圧制を受けて、公事に関心を持つ機会を奪われて”きたという歴史を経て、“明治維新によって、政権は再び朝廷に統一され”、帝国憲法の発布によって、“臣民はただに私的生活に終始する人間であるに留まらず、大なり小なり国家公務に対して責任を負う公人たる資格を享有した”のである。そして、その顕著な例が、衆議院に公選による国民の参政の機会が与えられた点であるとしている。

上記のような帝国憲法の意義を踏まえた上で、立憲政治を進めていく上での、国民の権利と義務について以下のように述べている。まず、国家の政治的活動は通常、立法、司法、行政の三作用に分かれていて、その内国民が政治に参加する程度の最も顕著なのは立法作用の方面で、その具体例として、“刑事事件中死刑、無期の懲役に該当するような重い事件、又は一定範囲内の刑事事件で特に被告がこれを望む場合には、国民中から一定資格により選ばれた陪審員が抽選で数人裁判の席に立ち合い、犯罪事実の有無につき、多数決を以てその所見を表明し、裁判官の断罪を助ける”²⁶⁾という陪審制度をあげている。また、国民の徴兵義務については、“一般に国民が徴兵の義務を負うのも、義務とは言うが、考え様によっては大きな権利で、昔なら町人百姓は武器を執って戦う資格はなく、国防はひとり武士階級の独占に属して居た。それを明治時代に入って、当事者の決断で、その特権制度を撤し、一般国民が君国のため平等に国防の権利と義務を持つに至った”²⁷⁾と「徴兵＝義務」とだけでなく、「徴兵＝権利」という側面も有することを強調している。

このように、前田は、立憲政治を進めていく上での、国民の権利と義務を捉えているが、帝国憲法発布（1889年）以来、施されてきた立憲政治が、“その運用にまだ遺憾な点があり、民衆の意見をまとめて代表する機関たるべき政党に種々な弊害が醸され、近年その信用と勢力の失墜を見るに至ったのは、みな根本に於て国民の政治上の自覚が足らず、政治をわが事と思う信念が足りないからである”²⁸⁾と立憲政治が機能していない最大の原因を国民の自覚の欠如に求めている。さらに、立憲政治そのものが危機に瀕していることも強調している。原因としては、政党が党利を優先して国利を軽視してきたこと、

さらには、政治の対象が、以前のように簡単な民権保護的なものに止まらず、極めて複雑で専門的な経済問題、社会問題を内容にするに至ったことを主にあげている²⁹⁾。このような状況の中、前田は、立憲政治の運用の仕方に新しい方向性を見出そうとしている。具体的には、貴族院に対する衆議員の優位性の強調であり、将来予想される選挙権拡大に対処する婦人、青年に対する公民教育の準備等である³⁰⁾。

第3章では、第2章が、国家による政治と国民との関係について述べていたのに対し、中央政府から一定範囲の権限を授けられた地方の自治団体と国民との関係について述べられている。前田によれば、自治団体には、地方自治体と公共組合の二種類があって、前者は、府県(北海道)市町村に属し、一定地域に即し、その地域内の住民はすべて例外なしにその団体の権力に服するのに対して、後者は、特にある種類の仕事のために設けられた団体で、その仕事に関係のある者だけが、その団体の統制に服するもので、水利組合、農会、商工会議所等の類をさす³¹⁾。そして、“国民全体に公共心を涵養せしめ、ひろく全ての人に公事に対する関心を持たしめるには、政治の万般を中央政府にのみ集中せず、差支ない限り地方に分散して自治的に事務を行わしめ、地方人が直接行政に関与する機会を多くすることが肝要である”³²⁾と、国民の公共心を涵養する上で、地方自治制度が重要であることを強調している。また、地方自治制の骨子としては、“各地方の素人の有志が名誉職として人民から選ばれ、専門の吏員と一緒に、行政上の責任を執る”という「公民自治」の観念をあげている³³⁾。

第4章では、当時の我国の労働問題、農村問題、人口問題、地方財政問題等の状況が記述されている。そして、第5章では、第一次大戦後の世界の状況と日本の位置を踏まえ、国際連盟が失敗した原因について、国際連盟の方策が、英国、米国、フランスのような早くから領土資源を手に入れて、現状維持を図る「持てる国」に迎合したもので、日本、ドイツ、イタリアのような、スタートが遅く、人口が多い割に土地資源に乏しく、現状打破を図ろうとしていた「持たざる国」に対して、不満の残るものだったからであると述べている³⁴⁾。そして、その解決策としては、“現在の植民地資源の平和的再分配を計り、現状維持組と現状打破組との息づまる現下の対立を解消させることが、国際平和確保の要道である”³⁵⁾としている。この記述からは、時代的趨勢もあつてか、日本の侵略そのものは否定しない前田の姿がうかがえる。

以上、『公民の書』について、検討してきたが、公民教育論を考察する上で、重要となる論点を今一度まとめておく。本書を概観して分かるように、教育論というよ

りは、国民と国家の関係がいかなるもので、国民が「公民」としてどうあるべきかを論じたものといえる。したがって、立憲政治が機能していない最大の原因を国民の自覚の欠如に求めているものの、それを打開するために、「公民」に対してどのような教育方法がありうるかについての具体的な記述は見られない。

また、立憲政治上における天皇と国民(臣民)の関係については、元来、天皇が民を大御宝として扱ってきたことの意味を指摘し、中世に將軍や大名によって崩された君臣一体の美風が、明治維新、帝国憲法の発布によって、臣民が私的生活に留まらず、国家公務に対して責任を負う公人たる資格を享有したことを強調している点を押さえておく必要がある。

さらに、立憲政治の下で、国民は国家に対して権利と義務の関係を有することを強調している。つまり、理念としては、個々人が自発性をもって、横の連携を持ち、国家を形成していくといくという道徳的な視点が強調され、実体としては、真の公民生活を図っていくために、地方自治、公共団体(農会、商工会議所、水利組合)の国家的行政の性質を帯びる公務を、国民が自治的協力によって盛り上げていくことが強調されるのである。

C 前田多門の公民教育論の本質

本節では、前節で検討した『公民の書』に見られた、「公民」観念の把握、天皇制と立憲政治の関係の把握、「権利-義務」観念の把握という視点を、戦後、前田が公民教育構想の中で、どのように位置づけていくかという視点を特に重視し、前田の公民教育論の本質を明らかにしていく。

戦後の論稿においても、前田は体系的に、「公民」、「公民教育」について論じていないしその定義も見られない。しかし、その必要性については、欧米のシビックス(Civics)という概念と対比させて、次のように強調している。“終戦直後私が文部大臣の職にあった時、初めて進駐軍が来て、教育係の軍人が私の所に見えた。先方の第一の質問は、日本教育課目で一体何が一番欠けているかというのであったが、それに対して私はCivicsにあると答えた。シビックス(Civics)という英語に対しては適当な日本語もないのであるが、まず公民科とか公民道とか言うべきものであろうか。この教育が欠けているから、たやすく全体主義、軍国主義に引きずりまわされたのであると答えた。私は今でも確かにそう信じている。日本の政治は今までは上から治めるのであって、下から公民が持ち寄ってお互いの生活を作り上げて行くシビックスなる技術を知らなかった。その心構えがなかったのである。だからその観念にピッタリ当てはまる言葉

もないのである。今後はこれを養成しなければならない”³⁶⁾そして前田は、この観念を民主主義の基調たるべき“公民道”と呼び、他人のために尽して、しかも報いを求めない犠牲的精神、各自が各自の責任を果たす精神が必要であるとし、また、“公民道”は単に人々を横の關係に結び付けるばかりでなく、若干、縦の關係に人の心を繋ぐことも重要であるとしている。そして、このような公民道は宗教の力を離れては、国民の心の植え付けることはできないとしている³⁷⁾。前田が提起する、欧米のシビックスに対応する日本の“公民道”という観念が、下から公民が持ち寄ってお互いの生活を作り上げていくこと、人々を横の關係に結び付けるばかりでなく、若干、縦の關係に人の心を繋ぐことも重視されるという点は、戦前に前田が『公民の書』で提起していた「公民」観念の把握と基本的には同質のもので、道徳的な点に比重が置かれている点に大きな特徴がある。

そして、この点は、天皇制と民主主義の捉え方とも関わってくる。戦前において、立憲政治上において、国家公務に対して責任を負う公人という「君臣一体」の観念が重要であると説いているが、戦後直後においても、このような視点は貫かれている。つまり、1945年9月15日の「新日本建設ノ教育方針」においても、国体護持が叫ばれているし、また、1945年10月最初に新聞紙上で行われた「アメリカ民主主義」という座談会においても、“日本の国体の下にあるデモクラシーは、いわゆる一君万民で、義は君臣にして情は父子なりというところにある。〔……〕最近戦争になって非常にきゅうくつな、そして排他的な一つの軍国主義的な国家主義というものが出たため曲げられている点がある。〔……〕教育勅語というものは本当に見直して、謹読して実行に移して行かなければならないのじゃないかと思う。あれはやはり一つのデモクラシーをお示しになっている”³⁸⁾と述べているのである。このように、前田にとっての民主主義の原理は、「国体の理念」と矛盾するものでなく、教育勅語が教育理念の根底に据えられているのである。戦後における教育方策の徹底を期するため、教員養成諸学校の校長を集めて、1945年10月15日に行われた「新教育方針中央講習会」においても、“所謂民主主義政治とは決して君主統治主義の反対語となるものでなく、貴族政治や立憲政治に対するものであって、ギリシャ語のデモスの政治即ち民衆一般の政治、換言すれば民衆が責任を以てする政治であり、畏くも皇室を上を戴き民衆が政治に関与し、その政府は「権力」という云うよりはむしろ「奉仕」に重きを置く、これ日本的なる民主主義政治の特長であります”³⁹⁾と述べている。ただし、このようないわゆる「日本の民主主義」の把握の仕方は、前田に特有のものでは

なかったことは押さえておく必要がある⁴⁰⁾。

また、戦前、立憲政治の下で、国民は国家に対して権利と義務の關係を有することを強調していたが、このような視点は、戦後においても“国家社会に対する純真なる奉仕”という表現で以下のように示されている。“今日「道義の昂揚」と言うことが強調せられております。

〔……〕今後の教育としては先ず個性の完成を目標とし、立派な個性を完成したる上、その出来上がった立派な人格がその包蔵する奉公心を發揮して、国家社会に対する純真なる奉仕を全うするよう導いて行かねばならぬ”⁴¹⁾

このように、前田の戦後直後の「公民教育構想」上にみられた教育観は、『公民の書』つまり、戦前における前田の「公民」観念把握、天皇制と立憲政治の關係把握、「権利－義務」観念把握を十分にふまえたものであったとすることができる。

Ⅲ 前田多門の公民教育論の特質

～関口泰の公民教育論との比較を通して～

A 関口泰の公民教育論の概要⁴²⁾

関口泰は、1914（大正3）年に東京帝国大学法科大学を卒業後、内務省に入り台湾総督府属となり、その後、大阪朝日新聞社に入社し論説委員となる。ちなみに彼の評論活動は、大きく政治問題と教育問題の二つよりなっていて、特に教育問題の中核に据えられていたのが公民教育の問題であった。戦後は、1945年10月26日に文相前田多門に迎えられ、教育研修所長兼社会教育局長となった。1946年3月に社会教育局長辞任後も、教育刷新委員会等に携わり、戦後教育改革にも大きな影響を及ぼすとされる。戦前に内務省に入り、朝日新聞社で論説委員を経験し、戦後文部省に入ったという経歴、さらには、戦前に著した『公民教育の話』（1930年）を戦後再刊（1946年1月）させている点でも、前田の経歴と似ているといえる。

関口の公民教育論の体系は、戦前に著した『公民教育の話』によって示されているが、以下では、前田の公民教育論のベースとなる「公民」観念の把握、天皇制と立憲政治の關係の把握、「権利－義務」観念の把握という視点に特に注意をはらいながら、本書に即して検討していく。まず、「公民」観念の把握の仕方であるが、それまでの地方改良運動に代表される「公民」把握が、地方自治体の一員として狭い意味で使用されていたのを乗り越え、「公民」とは、国家の一員、社会の一員たる資格をも包含するのであって、その資格への教育が公民教育であるとしている⁴³⁾。そして、小学校児童も、国家の一員、社会の一員としての「公民」であって、彼らに対する教科としての「公民科」の理想像は、“児童に近き環

境から広げてゆき、郷土的基礎の上に立って、これから発して世界一周して、再びその出発点たる郷土に帰ってくることによって、より具体的に、「私」より大なる「我々」との関係を理解せしめ得る”ことであるとしている⁴⁴⁾。また、道徳的な視点からは、“今日においては、強権と服従のみを強調した上下の関係の縦の道徳から、社会生活における共存共栄相互依存の横の道徳に、中心が移ってゆき、自由競争と帝国主義の経済時代から、社会政策を高唱しなければならなくなった現代の公民教育は、前代のそれとはその内容と精神とを異にしなければならぬ⁴⁵⁾と“横の道徳”が重要であることを説いている。この“横の道徳”については、戦後、『公民教育の話』を再刊させた序の中でも、戦前の軍国主義的教育において、“縦の道徳のみを強調して、横の道徳を無視した所に大きな社会的欠陥が生じている”⁴⁶⁾と戦後教育改革にあたって重要であることを強調している。

また、天皇制と立憲政治の関係については、教育勅語に対する関口の把握の仕方にその本質を見出せる。戦後、『公民教育の話』(再刊)の序で、“教育勅語による教育が「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シテ天壤無窮ノ皇運ヲ扶スヘシ」という点のみを強調して、しかもそれを軍国主義的方向に於てしたことは、却って教育勅語の「之ヲ古今ニ通シテ誤ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」という主旨に違い、天壤無窮の皇運に御迷惑をかけたことにもなったのである。”⁴⁷⁾と述べているように、戦後の民主主義を構築していく上で、天皇制家族国家観を示した教育勅語にもその効力があることを認めているのである。このことは、前田同様に、関口においても、民主主義と天皇制とが矛盾をきたさないいわゆる「日本的民主主義」観が貫かれていたと解釈できる。しかし、その後、関口は、1946年9月の教育刷新委員会第三回総会で教育勅語批判をしている⁴⁸⁾。戦後初期の各文部大臣が廃止を主張していなかったこと、教育勅語が効力を失うのは、ようやく1948(昭和23)年6月の衆参両院における決議においてであることを考慮に入れるならば、関口が、戦前教育の理念に多大な影響を及ぼしていた教育勅語を、教育刷新委員会という戦後教育改革を推進していく場で批判したことの意義は大きい。このことは、関口が、いわゆる「日本的民主主義」からいち早く脱却しようとしていた、いかえるならば、戦前の関口の公民教育論において、すでに、戦後いち早く教育勅語を明確に批判するような論理が準備されていた可能性を示しているのである。

そして、その可能性の一つとして考えられる論理が、立憲思想に対する関口の捉え方である。関口は、立憲思想については、「公民教育の内容」の柱の一つとして掲げる憲法教育の中でも、“立憲思想の中心は、国民の権

利自由を尊重することにある。立憲制度の本質は国家権力の絶対性と無限性を認めずに、政治が憲法と法律によって行われることにあり、臣民が絶対無限に国権に服従するのではなく、憲法に基本的権利と自由を保障され、法律の範囲内に於て規律されるところにある。”⁴⁹⁾と帝国憲法を国民の基本的権利、自由の側面を重視して解釈していくことの必要性を強く認識しているのである。

B 前田と関口の公民教育論の比較

本節では、前田の公民教育論を支える本質であった、「公民」観念の把握、天皇制と立憲政治の関係の把握、「権利-義務」観念の把握の三つの側面に特に焦点をおきながら、前田と関口の捉え方を比較していく。まず、「公民」観念については、両者も、縦の道徳だけでなく、横の道徳も重要であることを説いている点では共通しているといえる。ただし、前田の場合、「国民」という概念と対比させる形で「公民」を強調し、“国家からその臣民を見下ろす時は国民となり、臣民から国家を見上げる時は公民となる”⁵⁰⁾とあるように、国家に主体をおいて、そこから定義している感が強い。それに対して、関口の場合は、国家、社会の一員という意味での「公民」を強調していて、そこにある程度、「公民」に主体性、自由観念を持たせている感がある。そのことは、帝国憲法を国民の基本的権利、自由の側面を重視して解釈していくという関口の立憲思想の捉え方からも読み取れる。そして、このように、「公民」にどれほど主体性、自由観念を持たせるかということが、権利、義務感に通じてくる。つまり、両者も、兵役・納税の義務を強調しているものの、関口にあつては、より選挙の権利を強調しているのである。

天皇制と立憲政治の関係把握については、教育勅語に対する捉え方によくあらわれている。先述のように、前田にあつては、戦前に天皇制と立憲政治が矛盾をきたさなかったように、戦後直後においても、民主主義教育のために、天皇制家族国家観を謳った教育勅語が必要であると説く、いわゆる「日本的民主主義」観が見出せた。これに対して、関口にあつては、戦後直後こそ、「日本的民主主義」観を見出せたが、後に教育刷新委員会の総会において明確に教育勅語批判をしていて、この点については、戦前の彼の公民教育論にすでに準備されていたと筆者は捉えた。このことは、いかえるならば、関口においては、立憲政治と天皇制とは、矛盾葛藤を孕んで捉えられていた可能性を示すものである。

さらに、関口と前田の論の大きな相違として、「参加」の問題がある。つまり、前田の論にあつては、個々人が自発性をもって、いかに国家、社会をつくりあげて

いくことを強調したところで、国民が政治、社会にどのように参加していくかという具体的な方途が描かれていないのに対して、関口は、公民教育の方法として、公民科教授要綱⁵¹⁾、学校における公民教授と公民訓練、青少年団と青年訓練所、新聞紙・選挙等の社会における公民教育と具体的にあげ、各方法の具体的な課題まで詳細に記述している。公民教育の方法についても、同様に、公民科教授要旨、憲法教育、自由平等とデモクラシー、愛国心を国際心、社会思想と社会科学と詳細に記述しているのである。

このように、前田の公民教育論は、関口の論に比べると、戦前における道徳観を色濃く残したものであり、前田の描く「公民」には、主体性、自由観念が欠落していて、その意味で、前田の公民教育論は、公民啓発論としての色彩が、関口より一層強いものであったといえる。

IV 本稿の示唆と今後の課題

本稿での検討を通じて、前田らが中心となって戦後直後に打ち出した「公民教育構想」を支えた理念について、主に、前田の戦前の公民観、国家観、権利・義務観等を検討することによって、戦後の前田の構想が、戦前における彼の思想を受け継ぐ形で発現したということが示された。そこでは、横の道徳をベースに縦の道徳をつくりあげていくという“公民道”が特に強調され、教育勅語と民主主義的教育とが矛盾をきたさない「日本的民主主義」観が特徴的であった。さらに、前田同様、戦前に内務省、朝日新聞論説委員という似た経歴を持って、戦後文部省入りした関口泰の公民教育論についても取り上げたが、そこでは、「公民」観念について、前田同様、横の道徳の重要性が説かれているが、関口がいう「公民」には、主体性、自由観念も多分に内包されているのではないかと述べた。

概括していえば、前田の場合は、『公民の書』が、選挙粛正中央連盟から出版されていることから想起できるように、選挙民意識の高揚に主眼が置かれていて、公民教育論というよりも、むしろ公民啓発論というべきものであり、関口の場合は、単に選挙民教育にとどまらず、立憲思想に基づいた幅の広い公民教育を目指していたといえることができる。このことは、両者の文部省退任後の活動をみてもうかがえる。前田は、公明選挙運動に没頭していくのに対して、関口は、教育基本法の理念を発展させるために、社会科、憲法教育、政治教育に関する論稿を執筆していくのである。

以上のように、戦後初期に、戦前ある程度発展をみせてきた「公民教育」を柱に教育改革を進めていこうと、文部省関係者は「公民教育」を大きく掲げるのであるが、

そこでは、前田と関口との相違に見られるように、個人レベルで見ると、公民教育論には相違が見られるのである。このことは、戦前公民教育論には、松野修が指摘するように様々な公民教育論の類型があった⁵²⁾ことを示していることに他ならない。今後の課題は、経歴の似ている両者の思想の相違がなぜ生まれてきたのかという点について、両者の思想形成過程を掘り下げて検討していくことである。特に前田は、戦前に社会事業の観点から公民教育を強調していたが⁵³⁾、そのことが、新渡戸稲造の思想とどう関連づけられるかという点も重要な視点である。

ところで、前田は、日本式の「公民学」なるものを作る必要があることを提起していた⁵⁴⁾。この「公民学」というものは、簡潔にいうならば、財政、経済、国家、地方自治、人口、農村問題、都市問題等を、「公民」の視点から捉えなおす新しい社会科学であったといえる。特に大正期から昭和初期にかけては、前田以外にも多くの論者が主張していた。実際に、前田も教育についてはほとんど執筆していなくて、労働者問題、市政問題、社会事業、社会政策について、より多く執筆していた。大正期から昭和初期にかけては、文部省主催の「公民教育講習会」が数度行われたが、そこでも、講義題目は、社会科学全般にわたるものであった⁵⁵⁾。戦後においても、同様に「公民教育指導者講習会」が、文部省社会教育局によって、数回開催されているが、そこでも、講義題目は、社会科学、生活科学全般にわたるものであった⁵⁶⁾。新しい「公民学」とはどのようなものであったのか。その手がかりを得る上でも、新渡戸稲造の思想をどのように受容したか等、前田の思想形成過程をもっと深く掘り下げて検討していくことの価値はある。

※本文引用にあたって、旧字体は新字体に改めている。

注・引用

- 1) 山住正己・堀尾輝久著『戦後日本の教育改革2 教育理念』東京大学出版会、1976など
- 2) 「公民教育構想」の中核ともいうべき、公民教育刷新委員会について、勝田守一は“この委員会は、GHQとはなんらの関係なく、自主的に成立し、運営されたものであることは、とくに強調しておきたい”と指摘している。勝田守一「戦後における社会科の出發」『岩波講座現代教育学12社会科学と教育I』岩波書店、1961、p.41)
- 3) 斎藤利彦「戦後教育改革と『公民教育構想』—戦後における道徳・社会認識教育の出發—」『日本の教育史学』第26集、1983；方上宗二『敗戦直後の公

民教育構想』教育史料出版会，1984

- 4) 「公民教育構想」が，社会科の成立基盤となったとする研究には，海後宗臣「社会科成立の基盤」(肥田野直・稲垣忠彦編『戦後日本の教育改革7教育課程』東京大学出版会，1969)；伊藤亮三「公民教育の研究Ⅰ」(『神戸大学教育学部研究集録』第45集，1971)などがあげられる。一方で，「公民教育構想」を社会科成立の基盤とだけに収斂させて捉えずに，それ自体の意義を評価する研究としては，外山英昭『「公民教育構想」と社会科』(『山口大学教育学部研究論叢』第27巻第三部，1977)；斎藤，前掲，「戦後教育改革と『公民教育構想』—戦後における道徳・社会認識教育の出発—」などがあげられる。
- 5) 斎藤，前掲，「戦後教育改革と『公民教育構想』—戦後における道徳・社会認識教育の出発—」，p.26
- 6) 『近代日本教育制度史料』第18巻，講談社，1964，p.495
- 7) 戦後直後における公民啓発運動については，小川崇「占領期『公民啓発運動』に関する考察」(上杉孝實・前平泰志編著『生涯学習と計画』松籟社，1999)が詳しい。
- 8) 上原直人「寺中作雄の公民教育観と社会教育観の形成」(『生涯学習・社会教育学研究』，第25号，2000，東京大学大学院教育学研究科生涯教育計画講座社会教育研究室刊)；上原直人「戦後初期社会教育観の形成と公民教育論」(『日本社会教育学会紀要』No.37，2001)。なお，この問題について，藤岡貞彦は，社会教育における「公民教育構想」は，とくに憲法公布後(1946年11月)，公民教育を大学・高専等の「学校開放」の線上に定位し憲法解釈の科学的・系統的な究明を志向するか，戦前日本の地域教化組織体制のネットワークの中で一般的な政治啓発→公明選挙運動のラインにキャナライズしていくか，二つの道筋があったが，現実には，二つの道筋が混沌とすすみ，結局は，「戦前」的なるものの再編成たる公民館組織網の中で「公民教育」は脱政治教育化されていったと，捉えている。藤岡貞彦「社会教育の方法」(碓井正久編『戦後日本の教育改革10社会教育』東京大学出版会，1971，p.328)
- 9) 関口泰『公民教育の話』(再刊)，文寿堂，1946年4月，序p.1
- 10) 前田多門『公民の書』(再刊)序言，社会教育協会，1946年1月
- 11) 前田多門「終戦直後五箇月在任の記録」(『文部時報』第824号，1946年1月)
- 12) 上原直人「関口泰の公民教育論と社会教育観の形成—昭和初期から戦後教育改革期にかけて—」(『東京大学大学院教育学研究科紀要』第40巻，2001)
- 13) 関口泰を取り扱ってきた理由の一つには，公民教育論者として，社会教育局長をつとめたり，教育基本法第七条社会教育条項作成への関与など，社会教育との関係が見出せたこともある。
- 14) 前田は1946年1月に公職追放を受け，文相を辞任するが，この事実は，ある意味，前田が中心となって戦後直後に打ち出された「公民教育構想」を否定的に捉える見方も可能であろう。その意味では，前田が公職追放を受けるに至ったのには，前田の戦前，戦後のどのような言動が，影響を及ぼしたのかについては，今後，詳細な検討が必要となつてこよう。
- 15) 黒澤英典「前田多門の教育理念(その1)—敗戦直後の文教責任者として—」(『流通経済大学論集』第13巻第1号，1978)；黒澤英典「前田多門の教育理念(その2)—敗戦直後の文教責任者として—」(『流通経済大学論集』第13巻第4号，1979)；黒澤英典「前田多門の教育施策と『米国教育使節団報告書』」(『流通経済大学論集』第15巻第1号，1980)
- 16) 貝塚茂樹「占領期における『公民教育構想』に関する一考察—前田多門の『公民教育論』を中心として—」(『道徳と教育』第273号，1991年8月)
- 17) 斎藤，前掲，「戦後教育改革と『公民教育構想』—戦後における道徳・社会認識教育の出発—」；方上，前掲，『敗戦直後の公民教育構想』
- 18) 参考資料としては，主に，『前田多門その文・その人』東京市政調査会，1963；前田多門『山荘静思』羽田書店，1947年4月を使用している。
- 19) 前掲，『前田多門その文・その人』，p.14
- 20) 同上，p.43
- 21) 前田，前掲，『山荘静思』，pp.8-9
- 22) 嘉治隆一「一貫した公民教育への情熱」(前掲，『前田多門その文・その人』，pp.199-200)
- 23) 前田多門『公民の書』選挙粛正中央連盟，1936，pp.10-11
- 24) 同上，p.14
- 25) 同上，pp.21-24
- 26) 同上，p.25
- 27) 同上，pp.25-26
- 28) 同上，p.28
- 29) 同上，pp.36-37
- 30) 同上，pp.45-46
- 31) 同上，pp.51-52
- 32) 同上，p.52
- 33) 同上，pp.52-53

- 34) 同上, pp.97-98
- 35) 同上, pp.98-99
- 36) 前田多門「新公民道の提唱」(『ニューエイジ』第3巻, 1951年1月号, p.3)
- 37) 同上, p.4
- 38) 朝日新聞, 1945年10月4日。「アメリカ民主主義」と称する座談会が開かれ, 朝日新聞に1945年10月2日から5日までの4日間連載された。
- 39) 前掲, 『近代日本教育制度史料』第18巻, p.495
- 40) 例えば, 蠟山政道「我が国体と民主主義」(『中央公論』第61巻, 1946年1月号)
- 41) 前掲, 『近代日本教育制度史料』, 第18巻, p.494
- 42) 関口泰の公民教育論の詳細については, 上原, 前掲, 「関口泰の公民教育論と社会教育観の形成-昭和初期から戦後教育改革期にかけて-」を参照されたい。
- 43) 関口泰『公民教育の話』朝日新聞社, 1930, pp.18-19
- 44) 同上, p.20
- 45) 同上, p.11
- 46) 関口, 前掲, 『公民教育の話』(再刊), 序 p.9
- 47) 同上, 序 p.8
- 48) 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第1巻, 岩波書店, 1995, p.55
- 49) 関口, 前掲, 『公民教育の話』, 1930年, p.143
- 50) 前田, 前掲, 『公民の書』, p.11
- 51) 1922(大正11)年に, 公民教育調査委員会が設置され, 1924(大正13)年, 職業教育と公民教育の二本の柱とする, 実業補習学校公民科教授要綱(農村用, 都市用)が出され, 「公民科」が, まず, 実業補習学校から正式に実施されることになった。詳しくは, 松野修『近代日本の公民教育』名古屋大学出版会, 1997を参照。
- 52) 松野, 前掲, 『近代日本の公民教育』
- 53) 例えば, 前田は, 昭和7年度夏期公民教育講習会において, 「社会政策及び社会事業」という題目で講演している。文部省普通学務局・実業学務局編『公民教育体系-昭和七年度夏期講習会講演集-』1932。
- 54) 朝日新聞, 1945年10月4日, 「アメリカ民主主義」
- 55) 前掲, 『公民教育体系-昭和七年度夏期講習会講演集-』
- 56) 『近代日本教育制度史料』第27巻, 1958; 社会教育協会『公民教育講座』第1巻, 1946など。